

お知らせ

総合評価方式における工事成績評定点の取扱いについて

令和3年6月15日
山口県

総合評価方式で評価対象としている工事成績評定点について、令和3年7月1日以降に公告する工事については下記のとおりとしますのでお知らせします。
記

1 評価の対象となる工事成績評定点^{※1}

(1) 土木関係工事^{※2}

土木建築部（建築指導課及び住宅課を除く。）、農林水産部及び企業局が発注した工事のうち、令和元・2年度に完成した工事の工事成績評定点の平均点とします。ただし、建築関係工事、災害応急（一部応急、仮応急）工事として発注したもの及び維持管理工事等のうち出来形、品質又は出来ばえを評価できないものは、原則として平均点算定の対象としません。

なお、令和元・2年度に完成した工事がない場合は、平成27～30年度に完成した工事の工事成績評定点の平均点とします。

(2) 建築関係工事^{※2}

土木建築部建築指導課及び住宅課が発注した工事のうち、平成29～令和2年度に完成した工事の工事成績評定点の平均点とします。ただし、仮設工事として発注したものは、原則として平均点算定の対象としません。

なお、平成29～令和2年度に完成した工事がない場合は、平成27・28年度に完成した工事の工事成績評定点の平均点とします。

※1 平均点は山口県が保有する資料により算定しますが、平成27～令和2年度に完成した工事がない場合は、工事成績評定点の平均点を65点として取り扱います。

※2 営繕系工事として、公共建築工事の基準類等に基づき設計積算、工事監理及び成績評定を行った工事は、原則として、建築関係工事として取り扱います。

2 工事成績評定点に関する問い合わせ

(1) 1の評価の対象となる工事成績評定点について、自社のものに限り、本人又は会社担当者が問い合わせることができます。（身分を証明するものをご持参ください。）

(2) 電話等による問い合わせにはお答えできませんので、事前に電話連絡の上、次の事務所等に直接お越しください。なお、お越しの際は、マスクの着用など、新型コロナウイルスの感染予防対策にご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 各土木建築事務所、各港湾管理事務所、錦川総合開発事務所、各農林水産事務所、下関農林事務所、下関水産振興局、各工業用水道事務所、西部利水事務所、東部発電事務所、土木建築部技術管理課、建築指導課、住宅課

[出先機関連絡先（土木建築部、農林水産部、企業局）] <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/guidance/desaki/index.html>

[土木建築部連絡先] <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/guidance/renrakusaki/doboku.html>

(3) 問い合わせがあったときは関係資料を閲覧していただきます。なお、写しを必要とする場合は関係資料を貸し出しますので、申し出てください。

(4) 関係資料を閲覧し、工事成績評定点に疑義がある場合は、当該工事の発注事務所等に所定の様式により確認を申し出てください。確認の上、結果をお知らせします。

確認の結果、修正があった場合、6月25日までに申出があったものについては、7月1日以降に公告する工事にその結果を適用します。

また、7月1日以降に申出があったものについて修正があった場合、その結果は申出を受け付けた日以降に公告する工事に適用しますのでご注意ください。なお、この場合は申し出のあった社の平均点のみの変更となります。

3 申出書の様式等

「山口県ホームページ」→「組織で探す」→「[土木建築部]技術管理課」→

「[入札契約関係]総合評価方式による競争入札の概要について」→「総合評価方式における工事成績評定点の取扱いについて」の様式等をご覧ください。

工事成績評定点の取扱い

(旧)

別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項

項目	留意事項	様式
企業の技術的能力 過去8年間の同種工事の施工実績の有無(注1)	<p>a. 評価対象を、「平成24年4月1日から入札通知又は公告日までに完成し、引き渡し完了した工事の実績」としているため、定められた同種工事の実績(注1による。規模が定められている場合は規模を含む)について記載すること。</p> <p>b. 同種工事に係る建設工事施工証明書を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、工事概要が確認できる資料を添付すること。ただし、「コリンズ」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書及び工事カルテの写し若しくは竣工登録の登録内容確認書の写しを添付することで替えることができる。</p> <p>c. 共同企業体により施工した工事については出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認めるので協定書の写しを添付すること。ただし、「コリンズ」に登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、コリンズの写しを添付することで替えることができる。</p> <p>d. 共同企業体の場合は全体の請負額を記載すること。</p> <p>e. 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV(出資比率〇〇%)と記載すること。</p> <p>f. 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。</p> <p>g. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	6
過去4年間(過去4年間に工事成績評定点がない場合は過去6年間)の山口県発注工事における工事成績評定点の平均点	<p>a. 各企業の平成28年度から令和元年度の過去4年間に竣工し検査を受けた山口県土木建築部建築指導課又は住宅課発注工事における電気工事の工事成績評定点の平均点により評価する。ただし、過去4年間に工事成績評定点を有しない企業については、平成26年度及び平成27年度の間に竣工し検査を受けた山口県土木建築部建築指導課又は住宅課発注工事における電気工事の工事成績評定点の平均点により評価する。なお、いずれの場合も500万円未満の工事は除く。</p> <p>b. 平均点は県の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価するので、資料提出の必要はない。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体における代表者を持って評価する。</p> <p>d. 対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、工事成績評定点の平均点を6.5点として取り扱う。</p>	提出不要
労働安全衛生	a. 労働安全衛生マネジメント(OHSAS18001、JISHA方式適格OSHMS、ISO45001)または建設業労働	

(新)

別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項

項目	留意事項	様式
企業の技術的能力 過去8年間の同種工事の施工実績の有無(注1)	<p>a. 評価対象を、「平成25年4月1日から入札通知又は公告日までに完成し、引き渡し完了した工事の実績」としているため、定められた同種工事の実績(注1による。規模が定められている場合は規模を含む)について記載すること。</p> <p>b. 同種工事に係る建設工事施工証明書を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、工事概要が確認できる資料を添付すること。ただし、「コリンズ」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書及び工事カルテの写し若しくは竣工登録の登録内容確認書の写しを添付することで替えることができる。</p> <p>c. 共同企業体により施工した工事については出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認めるので共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、「コリンズ」に登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、コリンズの写しを添付することで替えることができる。</p> <p>d. 共同企業体の場合は全体の請負額を記載すること。</p> <p>e. 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV(出資比率〇〇%)と記載すること。</p> <p>f. 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。</p> <p>g. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	6
過去4年間(過去4年間に工事成績評定点がない場合は過去6年間)の山口県発注工事における工事成績評定点の平均点	<p>a. 各企業の平成29年度から令和2年度までの過去4年間に竣工し検査を受けた山口県発注工事における電気工事の工事成績評定点の平均点により評価する。ただし、過去4年間に工事成績評定点を有しない企業については、平成27年度及び平成28年度の間に竣工し検査を受けた山口県発注工事における電気工事の工事成績評定点の平均点により評価する。なお、原則として、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局が、公共建築工事積算基準類に基づき設計積算を行い発注した工事のうち、公共建築工事標準仕様書等に基づく工事監理、及び公共建築工事の審査項目別運用表を適用して成績評定を行った電気工事を対象とする。いずれの場合も500万円未満の工事は除く。</p> <p>b. 平均点は県の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価するので、資料提出の必要はない。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体における代表者を持って評価する。</p> <p>d. 対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、工事成績評定点の平均点を6.5点として取り扱う。</p>	提出不要
労働安全衛生	a. 労働安全衛生マネジメント(OHSAS18001、JISHA方式適格OSHMS、ISO45001)または建設業労働安	